

写

令和5年8月18日

志布志市長 下平晴行様

志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会  
会長 杉田美保

性の多様性を尊重する社会づくりに向けた施策について（答申）

令和5年6月15日付け志コ第95号をもって諮問があった「パートナーシップ宣誓制度の導入」について審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

令和5年4月から施行された「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」の基本理念にあります二つの条文「(3) 全ての人が性的指向、性自認及び性表現による差別的取扱いを受けないこと」及び「(4) 社会における制度又は慣行が、全ての人の社会活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること」に基づき、性的マイノリティ当事者への志布志市における初の取組となることも考慮に入れ、審議を行いました。

パートナーシップ宣誓制度は「お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもち協力し合う2者の関係であることの宣誓」について、自治体がその想いを尊重し、宣誓書の受領証等を交付するという取組です。制度を導入することにより、差別や偏見の解消、当事者の方の暮らしやすさの向上に繋がることが期待されます。

そして多様な性に対する取組は「ひとがともに輝く」や「誰ひとり取り残さない」といったまちづくりのテーマを達成するためにも必要なことであり、大きな社会的課題と捉えていることから、制度導入については賛成の意見で全会一致しました。

また、審議においては、以下の2点について意見が付されたところです。

- ① 制度設計については、性的マイノリティを限定対象とするのではなく、法律婚ができる異性のカップルであったとしても何らかの理由で婚姻できない方、事実婚の状態にある方など悩みや生きづらさを抱える人を対象とし、これまでの家族構成の在り方

だけでなく、個人の選択を尊重し、どのような形でも認め合い、安心して暮らすことのできる社会づくりを目指すことに繋がる制度とすること。

- ② 現時点では大隅半島にこの制度がないことから、志布志市がスタートすることで近隣自治体に取組が広がることを期待する。制度が始まることで行政・民間が対象者に対して提供できるサービスが増えてくると考えられる。子どもたちが将来にわたりこのまちに住み続けたい、またはどのような人であってもこのまちで同じように生活していくというところに視点を置いて取り組まれることを望む。

これらを踏まえ、審議会としては「パートナーシップ宣誓制度」を導入するよう、答申します。

なお、制度導入後も社会情勢の変化に応じて、迅速かつ適切な見直しを行っていくよう配慮してください。